

※ご利用前に必ずお読みください。

富士見町電子入札システムを利用して、富士見町にインターネット技術を活用した電子的な入札書等の提出を行う方(以下「利用者」という。)は、下記「富士見町電子入札システム利用規約」に同意いただくことが必要です。本システムの利用前に下記規約を十分にお読みください。本システムを利用された方は、下記規約に同意したものとみなされます。何らかの理由により下記規約に同意できない場合は、本システムの利用をご遠慮下さい。

記

富士見町電子入札システム利用規約

(目的)

第1条 本規約は、富士見町電子入札システム（以下「本システム」という。）を利用する場合に必要な事項について定めるものです。

(著作権)

第2条 本システムが利用者に対し提供するコンテンツは、富士見町が保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。

(禁止事項)

第3条 本システムの利用に当っては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを富士見町への入札手続以外の目的で使用すること。
- (2) 本システムに対して、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 本システムに対して、ウィルスに感染したファイルを送信すること。

(提出等)

第4条 本システムによりインターネット技術を活用して提出できる電子的な書類は、次に掲げるものとします。

- (1) 入札書(以下「電子入札書」という。)とし、金額内訳を提出する場合の内訳書を含みます。
- (2) 当該入札に参加する者に求める要件を満たすことを証明する証明書及び案件毎に求めることがある申請書等(以下「申請書等」という。)とし、本システムにより提出を可能としている案件に限ります。

(利用可能な時間帯)

第5条 本システムの運用時間は、8:30～20:00(休日含む)とします。ただし、障害等発生時に

常時対応する時間帯(以下「サポート対象時間」という。)を平日の9:00~17:00とし、サポート対象時間外は、障害や保守等によりご利用できない場合がありますので、電子入札書等の提出は、基本的にサポート対象時間内に行うこととします。

- 2 本システムに関する電話によるお問合せ受付時間は、サポート対象時間内とします。また、電子メールによるお問合せは24時間受け付けますが、回答については、翌日(平日に限る。)以降となる場合があります。
- 3 上記にかかわらず本システムの保守等の必要があるときは、富士見町は利用者への事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとします。

(利用資格者)

第6条 本規約に同意し、富士見町電子入札システムの利用者申請の手続きを行い、富士見町が承認した者を利用資格者とします。

(利用資格者の有効期間)

第7条 富士見町電子入札システムの利用者申請の手続きを行い、富士見町が承認した者の有効期間は、富士見町が承認した日から本システムに登録された電子証明書の有効期限までとします。ただし、有効期限内であっても、富士見町の入札参加資格者が変更となった場合、或いは建設業許可の許可替えがあった場合(県知事から国土交通大臣、国土交通大臣から県知事)は、入札参加資格審査申請書記載事項変更届が受理された日までとします。なお、システム上途中で取扱が不可能となるため、案件毎に落札決定日まで有効期限が残っているカードを有効とし、落札決定日まで有効期限が切れたカードを使用した場合には入札を無効とします。

(利用できる電子証明書)

第8条 富士見町電子入札システムスタートページに記載されている認証局が発行するコアシステムに対応した電子証明書とします。

- 2 電子証明書は、企業の代表者・入札参加資格を有する者(支店長等)により取得する必要があります。

(電子入札書等の提出権限を有する者)

第9条 第6条の利用資格者が提出権限を有します。

(入札金額の入力)

第10条 電子入札書の金額は、日本国通貨とします。

- 2 落札決定の際、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額(税込)とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力します。

- 3 本システムでは、入札事務の透明性の観点から開札後に入札参加者全員の応札者名及び有効とされた入札金額を公開いたします。

(電子くじについて)

第11条 落札となるべき金額を入札した者(以下、「落札候補者」という。)が複数あった場合は、「電子くじ」を採用します。利用資格者は電子入札書に3桁のくじ番号を入力する必要があります。

- 2 電子くじは、くじ入力番号と本システムへ入札書が到達した時間、順番を用いて自動計算により実行されます。

(電子入札書の提出及び受付締切日時)

第12条 電子入札書は、入札書受付締切日時までに提出を完了する必要があります。提出の完了は、「入札書受付票」が到着した時点(本システムが電子入札書の到着を確認できた日時)とします。

- 2 提出した電子入札書は、追加、変更又は取消をすることはできません。
- 3 内訳書を提出するときはA4判とし、別途公告で指示がない限り添付ファイルとして提出することとします。
- 4 送信可能な添付ファイルの容量は、第13条の3項に指定するファイルと合計で3MB以内とします。
- 5 内訳書は、必ずウイルスチェックを行いウイルスに感染していないファイルを添付することとします。提出された添付ファイルからウイルスが発見された場合は、当該案件の電子入札書は無効(失格)となり再提出を認めません。
- 6 電子入札書は正当な提出権限を有する者による電子署名がされ、有効な電子証明書を付したものとします。

(申請書等の提出及び受付締切日時)

第13条 申請書等はそれぞれの受付締切日時までに提出を完了する必要があります。提出の完了は、「入札書受付票」が到着した時点(本システムが申請書等の到着を確認できた日時)とします。

- 2 提出した申請書等は、追加、変更又は取消をすることはできません。
- 3 申請書等は添付ファイルとして提出することとします。
- 4 申請書等の形式は、個々の案件で指定された形式とします。
- 5 送信可能な添付ファイル数は99ファイル以内とし、容量は第12条の3項に指定するファイルと合わせて全ファイルで3MB以内とします。
- 6 申請書等は、必ずウイルスチェックを行いウイルスに感染していないファイルを添付すること

とします。提出された添付ファイルからウイルスが発見された場合は、当該案件の電子入札書は無効となり再提出を認めません。

- 7 申請書等は、正当な提出権限を有する者による電子署名がされ、有効な電子証明書を付したものとします。

(電子証明書等の管理)

第14条 利用資格者が使用する電子証明書は、利用資格者ご本人の責任において厳重に管理するものとし、漏洩の可能性があれば速やかに電子証明書を発行した認証局に失効手続を行ってください。

- 2 富士見町では、当該利用資格者の電子証明書による入札手続が行われたものは、全て当該利用資格者の意思によるものとみなします。

(職責署名)

第15条 本システムで発行される通知書(入札書受付票は除く)には、財務課による職責署名を行います。

(利用者における危機管理の必要性)

第16条 利用者が使用するパソコン、通信機器及び回線等が正常に稼動する環境の確保は利用者の責任です。入札業務の重要性から、これらの機器等のバックアップを準備しておくことを推奨いたします。バックアップの機器等においても事前の接続確認を行っておく必要があります。

- 2 ネットワーク事情等により、案件情報の閲覧及び電子入札書等の提出に時間がかかることがあります。利用者は、不測の事態を考慮した利用を行う必要があります。

(障害対応)

第17条 本システムにおいて障害が発生した場合、復旧等の対応はサポート対象時間(平日の9:00~17:00)に行います。

- 2 本システムにおいて障害が発生し、受付締切日時までに復旧しない場合、当該日に電子入札書等の受付締切時間が設定されている案件について、電子入札書等に限り、受付締切時間をサポート終了時間まで延長しますので、本システムスタートページのお知らせにて確認してください。
- 3 前項の場合において、サポート終了時間までに復旧しない場合、当該日に電子入札書等の受付締切時間が設定されている案件について、受付締切日時及び開札日を延長しますので、本システムスタートページのお知らせにて確認してください。
- 4 上記により対応できない不測の事態が発生した場合は、別途臨機の対応をすることとします。

(免責事項)

第18条 利用者が使用するパソコン、通信機器及び回線等が正常に稼動する環境の確保は利用者の責任とします。

2 利用者が使用するパソコン、通信機器及び回線等の障害等により、入札書の提出が遅延又は不能となった場合、及び本システムが利用者のパソコンにWeb形式で表示する情報が、表示遅延又は表示不能となった場合等の富士見町の責によらない理由により生じた損害について、富士見町は責任を負いません。

3 本システムの利用にあたり、電子証明書による本人確認の手続を行った上で利用資格者本人と認めて取り扱いを行った場合は、パソコン、電子証明書等につき偽造、変造、盗用、不正使用又はその他により使用者が利用資格者本人でなかった場合でも、それらによって生じた損害について富士見町は責任を負いません。

4 災害・事変等富士見町の責に帰すことのできない事由により本システムの利用が遅延又は不能となった場合、そのために生じた損害について富士見町は責任を負いません。

(利用規約の変更)

第19条 富士見町は、本利用規約の内容を変更する場合は、利用者への事前の通知を行うことなく、本利用規約を変更又は新たな条項を追加できるものとします。

2 前項により本利用規約の変更後に利用者が本システムの使用を継続するときは、利用者は変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。

(個人情報保護)

第20条 富士見町は、個人情報保護法及び富士見町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第15号)に基づき、利用者に関する個人情報について適切に保護します。また、システムの障害発生時や利用者の利便性を向上するための分析や検証、法令・例規等で定める場合を除き、個人情報の目的外利用を行うことは一切ありません。

(無断リンクの禁止)

第21条 富士見町に無断で富士見町電子入札システムにリンクすることを禁止します。

(準拠法及び管轄裁判所)

第22条 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。

2 本システムの利用に関して紛争が生じたときは、長野県地方裁判所諏訪支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。